

肉用子牛価格安定事業実施要領

第1 趣旨

肉用子牛の安定生産を図ることを目的に、肉用子牛の平均売買価格が、政令で定める期間ごとに農林水産大臣が定める合理化目標価格を下回る場合に交付される生産者補給金の一部に充てるための積立金（以下「生産者積立金」という。）の積立に要する負担金について、県は肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）（以下「法」という。）第6条第3項の規定によりその一部を補助する。

第2 事業実施

本事業の実施については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（平成24年4月1日施行。以下「要項」という。）に定めるほか、この要領に定めるところによる。

第3 補助金の交付

県は法第6条第3項の規定に基づき、公益社団法人熊本県畜産協会（以下「指定協会」という。）に対し、予算の範囲内で、その生産者積立金の一部を助成するため、補助金を交付するものとする。

第4 補助金の金額

県が交付する補助金の金額は、「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」（平成元年12月21日付け元畜A第3463号農林水産省畜産局長通達（以下「運用通達」という。））第2の6の（1）の規定に基づき、指定協会が業務対象年間における肉用子牛1頭当たりの生産者負担金の額を定めているものであって、指定協会に造成する生産者積立金の積立てに要する経費の4分の1以内とする。

第5 補助金の交付申請書

補助金の交付を受けようとする指定協会は、生産者積立金積立計画を作成の上、原則として、毎年度5月31日までに、要項別記第3号様式により補助金交付申請書を県知事に提出するものとする。

2 補助金交付申請書には、次の各号に定める書類を添付する。

- (1) 事業計画書（別記様式1-1及び別記様式1-2）
- (2) 収支予算書（要項別記第4号様式）

第6 補助金の変更申請

指定協会は、助成金の交付決定が行われた後において、生産者積立金積立計画の変更又は生産者積立金の積立ての中止若しくは廃止をしようとする場合には、あらかじめ要項別記第6号様式により、変更申請書を提出し、県知事の承認を受けるものとする。

- 2 補助金変更申請書には、次の各号に定める書類を添付する。
 - (1) 事業変更計画書（別記様式 1－1 及び別記様式 1－2 を準用する）
 - (2) 変更収支予算書（要項別記第 4 号様式を準用する）

第 7 補助金の交付

県知事は、生産者補給金の交付が円滑に行われるため必要があると認めるときは、交付決定額の範囲内であって、かつ、運用通達第 2 の 3 の (1) の契約肉用子牛の頭数に応じて、補助金の概算払を行うことができるものとする。

- 2 指定協会は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、原則として毎年度、前年度の第 4 四半期に係る契約肉用子牛の頭数に応じた補助金については 6 月 10 日までに、第 1 四半期に係る契約肉用子牛の頭数に応じた補助金については 9 月 10 日までに、第 2 四半期に係る契約肉用子牛の頭数に応じた補助金については 12 月 10 日までに、第 3 四半期に係る契約肉用子牛の頭数に応じた補助金については翌年の 3 月 10 日までに、それぞれ要項別記第 14 号様式により、生産者積立助成金に係る補助金概算払請求書を県知事に提出するものとする。
- 3 補助金の概算払請求を行う場合には、次の各号に定める書類を添付する。
 - (1) 生産者積立金積立状況（別記様式 2－1）
 - (2) 契約肉用子牛頭数の内訳（別記様式 2－2）

第 8 実績報告

指定協会は、毎年度、当該年度の実績報告書の積立てが完了したときは、その完了した日から起算して 1 カ月を経過した日又は助成金の交付決定のあった年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日までに、要項別記第 11 号様式により実績報告書を、県知事に提出するものとする。

- 2 実績報告書には、次の各号に定める書類を添付する。
 - (1) 事業実績書（別記様式 1－1 及び別記様式 1－2 を準用する）
 - (2) 収支精算書（要項別記第 4 号様式）

附 則

本要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 平成 年度個体登録申込み頭数の契約会員別内訳

単位:頭

契約会員別	個体登録頭数					
	黒毛和種	褐毛和種	その他肉専用種	乳用種	交雑種	計
計						

3 交付を受けようとする補助金の額及び補助金の額の算出基礎

4 事業完了年月日

5 添付書類

生産者積立金積立状況(平成〇〇年〇月～平成〇〇年〇月)

品種区分	平成 年度 交付決定額 (円)	契約肉用 子牛頭数 ① (頭)	生産者積 立金単価 ② (円/頭)	生産者積立金 積立額 ③ (①×②) (円)	生産者積立金積立所要額の内訳							今回概算払 請求額 ⑥ (⑤-⑦) (〇-〇月分) (円)	既概算払 請求額 ⑦ (〇-〇月分) (円)
					熊本県以外の者(円)				熊本県(円)				
					機構	生産者	その他	計 ④	補助金 ⑤	準備金繰入額	計		
黒毛和種 〇月～〇月													
褐毛和種 〇月～〇月													
その他の肉専用種 〇月～〇月													
乳用種 〇月～〇月													
交雑種 〇月～〇月													
合計													

(注) 生産者積立金積立所要額の内訳の欄のうち、熊本県の計は(③×1/4)又は(③-④)のいずれか低い額とする。

契約肉用子牛頭数の内訳(平成〇〇年度)

単位:頭

品種区分	内 訳	1月	2月	3月	小計	4月	5月	6月	小計	7月	8月	9月	小計	10月	11月	12月	小計	合計	
黒毛和種	契約肉用子牛頭数																		
	うち今回の概算払請求に係る頭数																		
褐毛和種	契約肉用子牛頭数																		
	うち今回の概算払請求に係る頭数																		
その他肉専用種	契約肉用子牛頭数																		
	うち今回の概算払請求に係る頭数																		
乳用種	契約肉用子牛頭数																		
	うち今回の概算払請求に係る頭数																		
交雑種	契約肉用子牛頭数																		
	うち今回の概算払請求に係る頭数																		
計	契約肉用子牛頭数																		
	うち今回の概算払請求に係る頭数																		

(注)合計欄の品種区分別契約肉用子牛頭数は、別記様式2-1の生産者積立金積立状況の①の頭数と一致すること。